基礎資料(現在入居している機能一覧)

抽揺しいだし			担当課等	主な事業内容
地域リハビリ テーション推進 センター	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法第11条第2項に規定	相談課	身体障害者の更生に関する相談事業、医学的、心理的及び職能的判定
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第8項に規定	支援施設課	短期入所事業(定員 空床利用)
		障害者総合支援法第5条第10項に規定		施設入所支援事業(定員30名)
		障害者総合支援法第5条第12項に規定		自立訓練事業(定員40名)
	高次脳機能障害者支援センター	法的なものではないが、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱に基づく支援拠点機関として位置付け	相談課	高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業
	地域リハビリテーション推進 センター診療所	医療法第1条の5第2項に規定	相談課	診療所事業
			•	市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業
こころの健康増進センター	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6 条第2項に規定	相談援助課	精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務), 精神医療 審査会の事務局, 手帳の判定, 自立支援医療の認定
		精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定	デイ・ケア課	回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業 指導(診療所業務), その他当該精神障害者の社会復帰を促進するため の事業
		精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定	相談援助課	法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡調整 その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための事業
	こころの健康増進センター診療所	医療法第1条の5第2項に規定	相談援助課 デイ・ケア課	診療所事業(デイ・ケア事業及び相談・指導事業のうち医師による精神科 医療に該当する相談・指導業務)
	京都市朱雀工房	障害者総合支援法第5条第1項に規定	指定管理	就労移行支援事業 就労継続支援事業
	京都市地域生活支援セン ターなごやかサロン	障害者総合支援法第5条第16項に規定	指定管理	相談支援事業
		障害者総合支援法第77条第1項第2号及び第 3号に掲げる事業		地域生活支援事業
		児童福祉法第6条の2の2第6項に規定		障害児相談支援事業
				市長が必要と認める市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増 進に関する事業
児童福祉センター	児童相談所	児童福祉法第12条第2項に規定	児童相談所 相談課 支援課	虐待、非行及び養護等に係る相談の受付 虐待の相談・通告に係る初期対応 虐待、非行及び養護等に係る支援 (一時保護, 施設入所, 在宅支援, 里親委託等)
			発達相談所 発達相談課	障害児に係る相談の受付
		児童相談所運営指針に規定		療育手帳に係る判定 特別児童扶養手当に係る判定
		児童福祉法第21条の5の7第1項に規定		障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定
		 障害者総合支援法第22条第1項及び第77条 第1項に規定	-	短期入所及び日中一時支援の給付決定
		発達障害者支援法第13条に規定		発達障害に係る地域支援
		児童福祉法第24条の3第2項に規定		障害児入所支援の給付決定
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法第12条第2項に規定		知的障害者を対象とした更生相談事業
	児童福祉センター診療所	 医療法第1条の5第2項に規定 	発達相談所 診療療育課	診療所事業
	児童発達支援センター 「うさぎ園」	児童福祉法第43条第1号に規定	H2 (0) (1) (1) (1)	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (言語障害・難聴児を対象とする児童発達支援 定員30名)
	児童発達支援センター 「こぐま園」		委託	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (知的障害児を対象とする児童発達支援 定員50名)
	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害者支援法第14条第1項各号に規定	委託	発達障害児・者に対する支援
		<u>I</u>	I	市長が必要と認める事業